

平成
22 年度

町税のあらまし

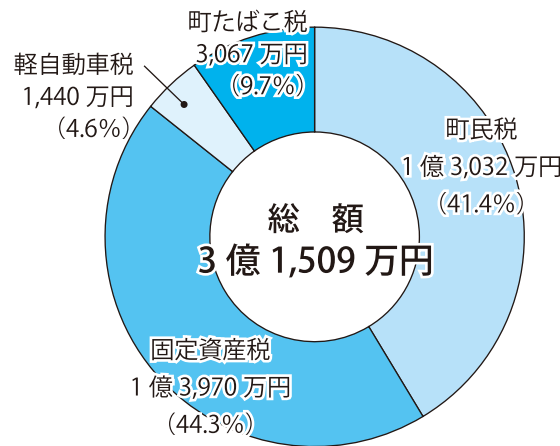
町税は、福祉や教育、道路の建設など町民の快適な生活をつくるうえで重要な財源で、みなさまの大切な財産です。ここでは、平成22年度の町税について収納状況などについてお知らせします。

平成22年度決算における町税は、調定額4億3673万円に対して、実際に納められた額は3億150

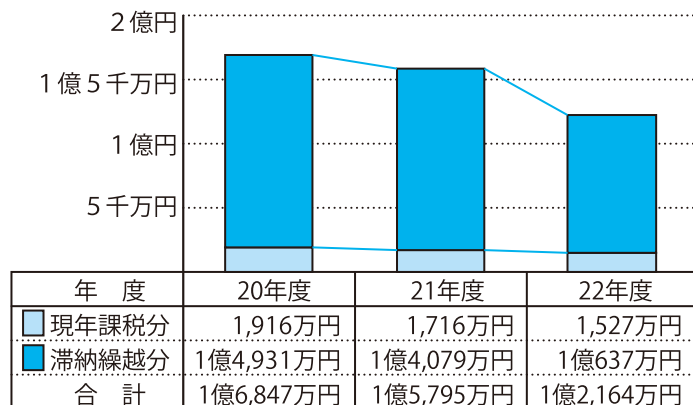
9万円となりました。
税目ごとの収納率は、町民税94・3%、固定資産税55・7%、軽自動車税83・7%となり全体では72・1%でした。
平成21年度と比較すると、収納率は5・9%増えましたが、大島郡内市町村の中で一番低い結果になりました。



■平成 22 年度 町税の収納内訳



■町税の未収額の推移



■平成 22 年度決算における町税の収納状況

科 目	調定額 (円)	収納額 (円)	未収額 (円)	収納率
町民税 (個人+法人)	現年課税分	1億2,994万	1億2,704万	97.8%
	滞納繰越分	827万	328万	39.7%
	合 計	1億3,821万	1億3,032万	94.3%
固定資産税 (交付金含む)	現年課税分	1億4,576万	1億3,365万	91.7%
	滞納繰越分	1億489万	605万	5.8%
	合 計	2億5,065万	1億3,970万	55.7%
軽自動車税	現年課税分	1,415万	1389万	98.1%
	滞納繰越分	305万	51万	16.7%
	合 計	1,720万	1,440万	83.7%
町たばこ税	合 計	3,067万	3,067万	100.0%
全 体	現年課税分	3億2,052万	3億525万	95.2%
	滞納繰越分	1億1,621万	984万	8.5%
	合 計	4億3,673万	3億1,509万	72.1%
国民健康 保険税	現年課税分	1億6,084万	1億5,043万	93.5%
	滞納繰越分	6,112万	698万	11.4%
	合 計	2億2,196万	1億5,741万	70.9%

※町たばこ税の滞納繰越分はありません。

■平成 22 年度市町村別収納率

奄 美 市	90.7%	瀬戸内町	86.4%	伊 仙 町	85.9%	県町村全体	90.7%
龍 郷 町	91.9%	喜 界 町	91.5%	和 泊 町	89.3%	県 市 全 体	91.9%
大 和 村	91.6%	徳之島町	84.3%	知 名 町	89.9%	県 全 体	91.8%
宇 検 村	94.1%	天 城 町	79.7%	与 論 町	72.1%	大島郡全体	88.1%

■町税の種類と対象など

	町 民 税		固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
	個人町民税	法人町民税			
課税の対象となる方	①その年の1月1日現在、与論町に住所を有する方 ②①以外で、町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方	①与論町内に事務所又は事業所がある法人 ②①以外で、町内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設がある法人	毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に所在する土地、家屋、償却資産の所有者。 ※所有者として登録されている方が、賦課期日前に死亡した場合は、1月1日現在で「現に所有する者」が納税義務者となります。	毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方	国民健康保険に加入されている方が課税の対象で、世帯主が納税義務者となります。
課税の方法・税率など	前年の所得に応じて賦課される「所得割」と、均等に課税される「均等割」を併せて納付します。	資本金などと従業員数に応じた「均等割」と所得に応じて課税（税率12・3%）される「法人税割額」があり、併せて納付します。	税額は、固定資産税台帳に登録されている課税標準額に1・4%を乗じて得た額です。 ★家屋の滅失などは早めに届出をお願いします。（未登記家屋等の場合）	車種に応じて、1,000円から7,200円まで税額が決められています。 ★廃車などは早めの届出をお願いします。	前年の世帯員総所得に応じて賦課される所得割に、均等割と平等割を加算して課税されます。

納期限までの納付にご協力ください。

自主納付

本来、税金は「定められた納期限」までに自主的に納税していただくものです。納期限内の納付にご協力をお願いします。
納税には便利な「口座振替」をご利用ください。口座のある金融機関（郵便局、あまみ農業協同組合与論支所・奄美大島信用金庫与論支店）にて、お届け印、通帳をご持参のうえ、手続きをしてください。

滞納処分

納期限内に納付しない場合、「督促状」を送付します。督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかったとき、法律に基づき財産などを差押えることができます。差押えた財産は、換価（公売）して滞納の町税に充てます。

納税相談

病気や生活状況などのやむを得ない理由で納期限内の納付が困難な場合は、そのまま放置せずに、税務課までご相談ください。
災害などによる場合、「減免」あるいは「納税の猶予」を受けることができる場合があります。お気軽にご相談ください。

「納税されている方との不公平性を無くすることや「みなさまの大切な財産である町税を確保するため、滞納処分（差押等）を強化しています。
また、滞納していると「与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例」により町からの行政サービスの一部が受けられない場合があります。

～町税を有効に活用するため納期限内の納税にご協力をお願いします！～

納税を含めて税に関するご相談は、税務課にて。与論町役場 税務課
お気軽にご相談ください！ TEL：0997-97-3111（内線223・224）